

# 特殊健康診断・作業環境測定・環境検査

## ■ 特殊健康診断

労働安全衛生法および関連規則・行政指導に基づく、有害業務による障害防止のための健診。尿中代謝物、生体試料中の重金属検査等すべて当協会検査室で実施している。また、アスベスト健診や作業態様に基づく情報機器作業健診、腰痛、頸肩腕障害健診等も実施している。

平成28(2016)年6月に施行された改正労働安全衛生法により、一定の危険有害性のある化学物質(674物質)について、リスクアセスメントの実施が義務づけられ、その結果に基づいてリスクの低減措置(危険有害性の高い物質から低い物質への変更、作業手順の改善、有効な保護具の使用等)を実施することが必要となっている。

## ■ 作業環境調査

有害物を取扱う作業環境は従前に比べて大幅に改善してきている。しかしながら、近年においても1,2ジクロロプロパンや3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノフェニルメタン(MOCA)による職業がんの発症もあり、潜在的な化学物質のリスクが残っている。管理濃度の低い特定化学物質等14物質や塗装作業の測定については、新たに個人サンプラー法が導入された。

当協会においては作業環境測定を通じて、化学物質を取り扱う職場の健康状態をチェックし、快適職場への取り組みを適切に評価する。

## ■ 水質試験と簡易専用水道検査

簡易専用水道等検査は、近年マンション等の直結給水化の進展などにより検査数は年々減少傾向を示している。飲料水に係る当該検査はきわめて公共性の高い検査のため、厚生労働省等の外部精度管理に定期的に参加し精度の向上に努めるとともに、ISO9001をベースとした品質保証活動を展開している。

なお、飲料水の水質検査は、15年にわたり受託してきたが、令和元(2019)年度末で事業を終了した。